

第2期品川区子ども・若者計画素案について

1 趣旨

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、品川区子ども・若者計画は、令和5年3月に期間満了を迎えるため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間として、第2期品川区子ども・若者計画を策定する。

2 会議体構成

青少年問題協議会（52名）

学識経験者や行政関係者などによる、青少年の総合的施策のための連絡調整会議

専門委員会（18名）

青少年問題協議会委員の中で計画策定に深くかかわる者を専門委員会委員に据え、計画全体審議を行う。

検討部会

第1期計画の基本方針の中で特に重要と思われる項目を重点課題として選定し、検討部会の中で検討する。

- ① 様々な体験活動の充実検討部会（9名）
- ② 生きづらさをもつ子ども・若者への支援検討部会（8名）
- ③ 環境格差への対応、均等な教育機会の確保（11名）

3 スケジュール(策定経緯と今後の予定)

6月	第1回専門委員会（キックオフ会議）
～8月	第1・2回検討部会（専門委員会への提言書作成）
9月	第2回専門委員会（素案（案）の検討）
11月	文教委員会報告、パブリックコメント
1月	第3回専門委員会（素案（案）の確定） 文教委員会報告、パブリックコメント結果公表
2月	青少年問題協議会（素案の協議）
3月	冊子完成

4 パブリックコメントの実施

○実施期間 令和4年11月11日～12月9日

○公表方法

(1) 周知方法 広報紙への概要掲載（令和4年11月11日号）、区ホームページ

(2) 閲覧方法 子ども育成課、区政資料コーナー、地域センター、区ホームページ

○意見募集方法 FAX、郵送、持ち込み、区ホームページの応募フォーム

第2期品川区子ども・若者計画策定における改定ポイントの説明

1 基本理念の変更（P6）

子供・若者育成支援推進大綱の理念が、「自立」から「自ら居場所を得て」に変更されたことに伴い、第2期子ども・若者計画の基本理念も変更する。

【子供・若者育成支援推進大綱 理念】	【子ども・若者計画 基本理念】
（平成28年度） 全ての子供・若者が健やかに成長し、 自立 ・活躍できる社会を目指して	（第1期 平成30年度） 子ども・若者が 社会的自立 を目指し、 すべての人と支えあい、 ともに生きていくまち“しながわ”
（令和3年度） 全ての子供・若者が 自らの居場所を得て 、 成長・活躍できる社会を目指して	（第2期（案） 令和5年度～） すべての子ども・若者が 自らの居場所を得て 成長し、人と支えあいながら、 ともに生きていくまち“しながわ”

2 重点課題の設定（P10～12）

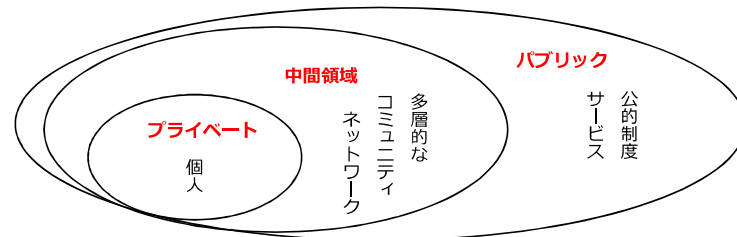
第2期計画期間中、施策の充実、支援の実効性を高めるため、検討部会を設置し、重点的な取り組みが特に求められている課題と方針を設定した。

様々な体験活動の充実（P15）

1. 目標または目指すべき到達点

個人と公的制度的中間領域に位置する多様なコミュニティの創出

※中間領域のコミュニティ＝インフォーマルな顔の見える学びあい育ちあい支えあいの場



2. 目標に向けた取り組みの方向性（P11）

◎コミュニティに出会うため、参加するための仕掛け

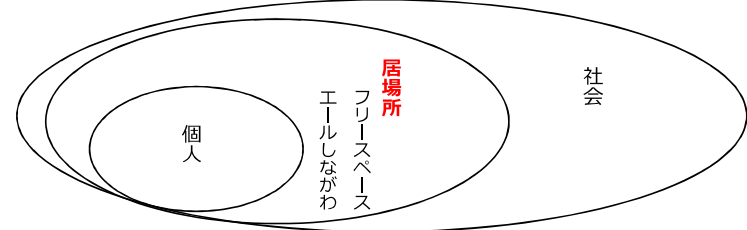
◎自由で多様な遊び・体験・交流、関係づくりと場の整備 など

子ども・若者の活動拠点の整備

生きづらさをもつ子ども・若者への支援（P16）

1. 居場所設置の意義

孤立する個人と社会をつなぐ場所、情報基地局（総合相談機能）



2. 第1期計画策定時から現在に至るまでの状況変化

	従来	現在
居場所	サードプレイス	ファーストプレイス化
社会参加	就業、就職	どんな状況にあっても前向きに生きていける

3. 目標に向けた取り組みの方向性

◎マクロな視点：様々な体験活動の充実部会とリンク

◎ミクロな視点：専門性を発揮するための環境整備について（状況変化への対応）

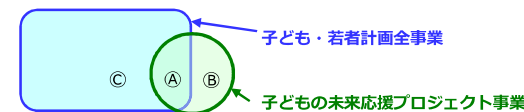
居場所機能のファーストプレイス化への対応、重層化する相談への対応

環境格差への対応、均等な教育機会の確保（P17～18）

1. 子どもの未来応援プロジェクト

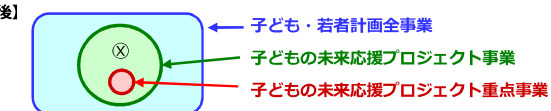
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく取り組み（＝子どもの未来応援プロジェクト事業）を子ども・若者計画の中に統合整理。

【現在】
イメージ



それぞれの計画・事業がリンクしていないため、子どもの未来応援プロジェクト事業であっても、③のように子ども・若者計画内に記載されていない事業がある。

【整理後】
イメージ



子どもの未来応援プロジェクト事業を、子ども・若者計画内に位置付け整合性を図るとともに、更に重点事業を設定することで、今後の方向性を明確にする。

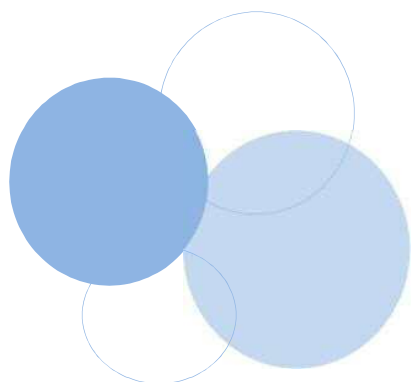
文 教 委 員 会 資 料
令 和 4 年 11 月 1 日
子ども未来部子ども育成課

素案

文 教 委 員 会 資 料
令和 4 年 11 月 1 日
子ども未来部子ども育成課

品川区 子ども・若者計画[第2期]

令和 5 年度～令和 9 年度（2023 年度～2027 年度）



すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、
人と支えあいながら、
ともに生きていくまち“しながわ”

はじめに

区長写真

令和5年3月

品川区長

区長サイン

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨……………2
- 2 計画の位置付け……………2
- 3 計画の対象……………3
- 4 計画期間……………3

第2章 計画の理念・基本方針

- 1 計画の理念……………6
- 2 基本方針……………7
- 3 計画のイメージ……………9
- 4 重点課題の設定……………10

第3章 重点課題とその取り組み

- 1 様々な体験活動の充実……………15
- 2 生きづらさをもつ子ども・若者への支援……………16
- 3 環境格差への対応・均等な教育機会の確保……………17

第4章 子ども・若者支援施策の具体的な展開

施策の体系……………21

1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す……………22
- (2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる……………24
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う……………31
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する……………32
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う……………34
- (6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する……………36
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める……………38

2 さまざまな困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する……………40
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する……………41
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する……………44
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する……………45
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う……………47
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する……………48
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する……………53
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する……………54

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する……………55
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～57
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる……………58
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する……………64
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する……………65
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する……………66

第5章 計画の推進に向けて

- 1 施策推進の視点……………68
- 2 計画の推進方策……………69

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

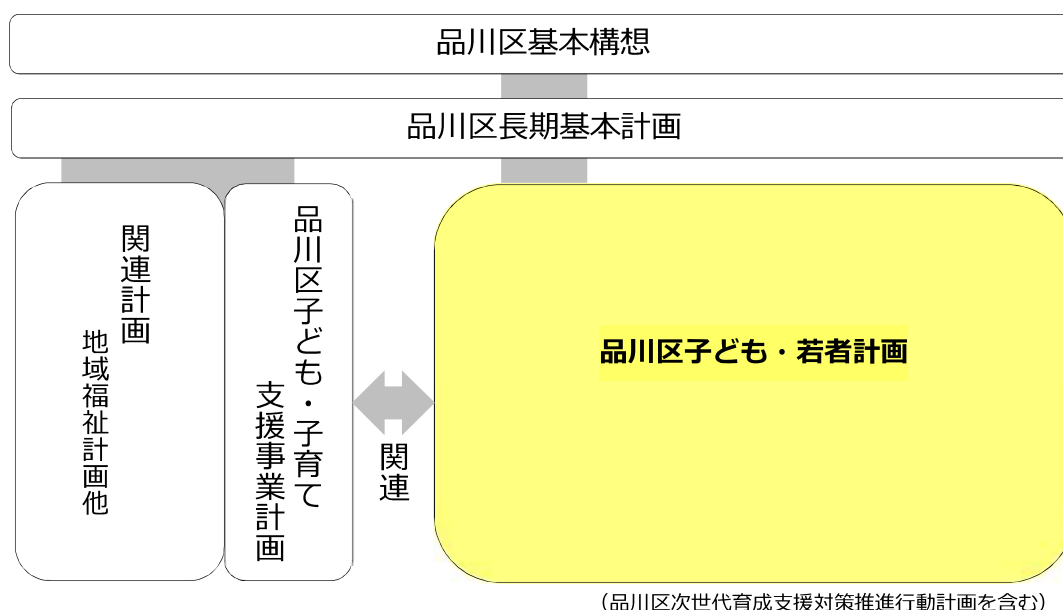
品川区は、平成 30 年に子ども・若者計画を策定し、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行ってきました。

一方で、5 年間の計画期間中においても、少子高齢化、スマートフォン・インターネットの普及等による社会や地域のデジタル化、家族構成やライフスタイルの多様化などの時代の急速な変化や、家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境の変化はとどまることはなく、これらの変化に伴い、社会生活を営む上での困難やさまざまな課題が複合化・複雑化することにより、深刻な状況に直面している子ども・若者が依然として存在します。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう支援施策の一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画（第 2 期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱（内閣府）」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。



3. 計画の対象

○ 0 歳から 30 歳未満の子ども・若者

※施策によっては、40 歳未満のポスト青年期も対象とします。

乳幼児期 0 歳	学童期 6 歳	思春期 12 歳	青年期 18 歳	ポスト青年期 30 歳	40 歳
	子ども・若者計画	0 歳～30 歳未満			
	子ども				
			若者		

用語解説（注）

- ・子ども 乳幼児、学童期および思春期の者です。
- ・若者 思春期、青年期の者です。
(※施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・学童期 小学生の者です。
- ・思春期 中学生からおおむね 18 歳までの者です。

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・青年期 おおむね 18 歳から 30 歳未満の者です。
- ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40 歳未満の者です。

注：内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

4. 計画期間

○本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

○社会情勢の変化および国や東京都の動向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。

第2章

計画の理念・基本方針

1. 計画の理念

次代を担う子ども・若者一人ひとりが、自分らしく心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

子ども・若者が、地域社会の中で居場所を得て、様々な活動に参加することを通して、他者への共感力を高め、成長（成熟）していくことを期待します。

また、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらない、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい、ともに支えあい生きていく地域社会の実現を目指していきます。

- 子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、その最善の利益が考慮されることを目指します。
- 子ども・若者は社会を構成する重要な主体であり、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい支えあい、ともに成長し、生きていく社会を目指します。そのためには、子ども・若者が安心して成長し、生きていける居場所を地域社会に整えます。
- 子ども・若者が自立した個人としての自己を確立できるよう、また、地域社会に自然に参加できるよう、健やかな成長を支援します。
- 地域社会全体が、分野、主体の壁を越えて互いに連携し、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら、きめ細かい支援を行うことのできる環境を整えます。
- 子ども・若者の問題を地域全体の問題として捉え、大人が子ども・若者の手本となるよう努め、より良い地域社会となるよう取り組んでいきます。
- 品川区に暮らすすべての子ども・若者を地域社会全体で支えます。

すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、
人と支えあいながら、ともに生きていくまち
“しながわ”

2. 基本方針

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

- 子ども・若者一人ひとりの特性に配慮しつつ、「確かな学力」や「健康と体力」、「豊かな人間性」などの基礎部分の形成を支援します。
- 子ども・若者が、様々な体験や交流を積み重ねることで、自立した個人としての社会性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者に多様な機会が与えられ、仮につまづいたとしても何度でもやり直しのきく社会づくりを推進します。

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- 様々な困難を有するがゆえに特別な支援が必要な子ども・若者やその家族が、安心して生きていけるよう支援します。
- 子ども・若者の成長には個人差があります。一人ひとりの成長に配慮し、より良く生きることができるよう支援します。
- 子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防止するための取り組みを推進するとともに、時には時間をかけてゆっくり回復できるよう支援します。
- 生まれ育った環境や親の経済状況により、子ども・若者の将来が閉ざされることのないよう、家庭・地域・行政が協力しながら、必要な環境整備に取り組みます。

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- 品川区に多く存在する、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域や、子ども・若者育成支援等に積極的に関わりをもつ団体等が、活発に活動を展開できるよう支援します。
- 子ども・若者の育成支援にあたっては、社会のあらゆる分野における構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、分野ごとの縦割りとならないようネットワークの強化を図ります。

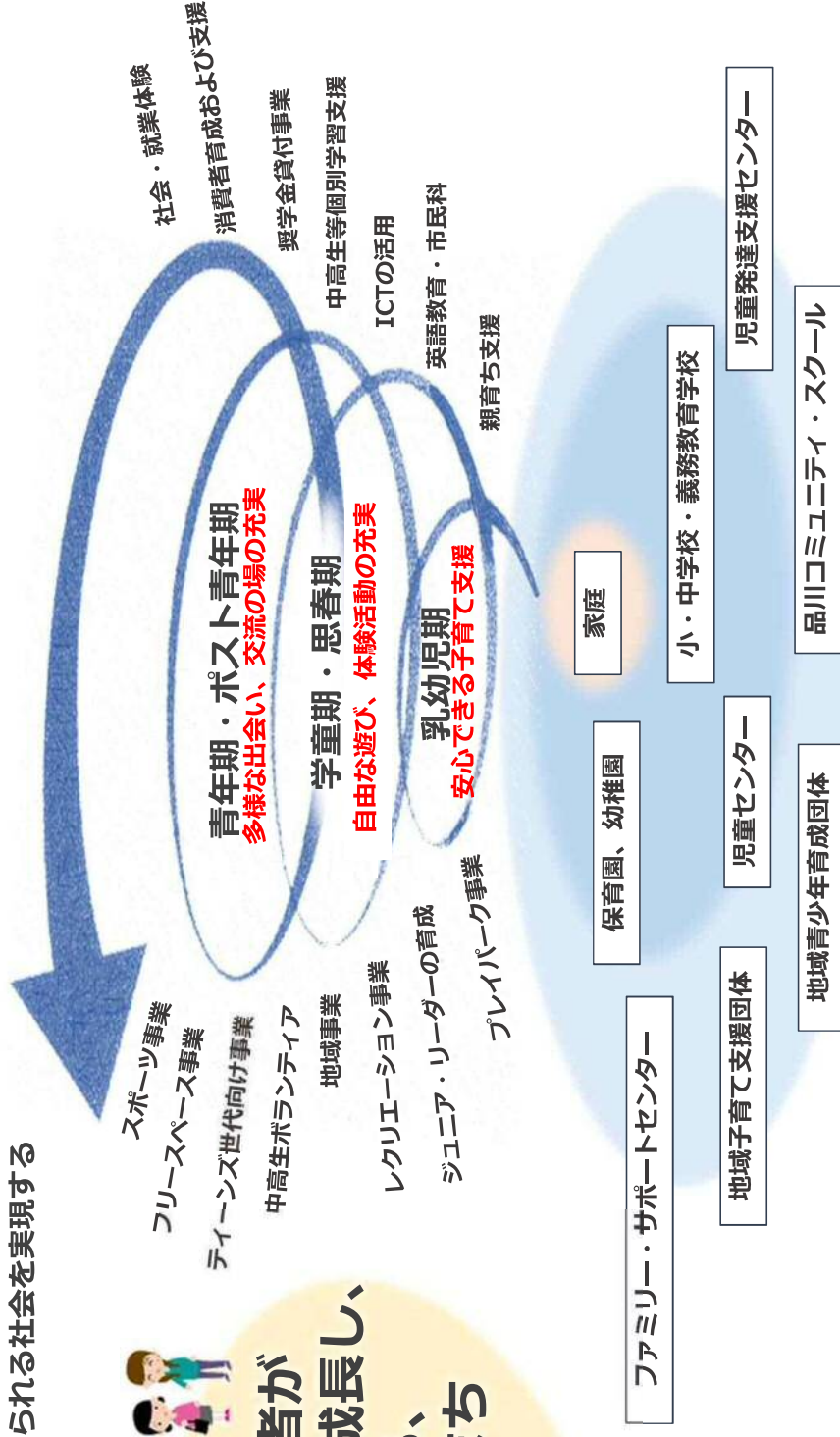
3. 計画のイメージ

「施策推進の3つの視点」

1. どんな状況にあっても、すべての子ども・若者が前向きに生きていける環境を整備する
2. 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する
3. 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する



すべての子ども・若者が
自らの居場所を得て成長し、
人と支えあいながら、
ともに生きていくまち
“しながわ”

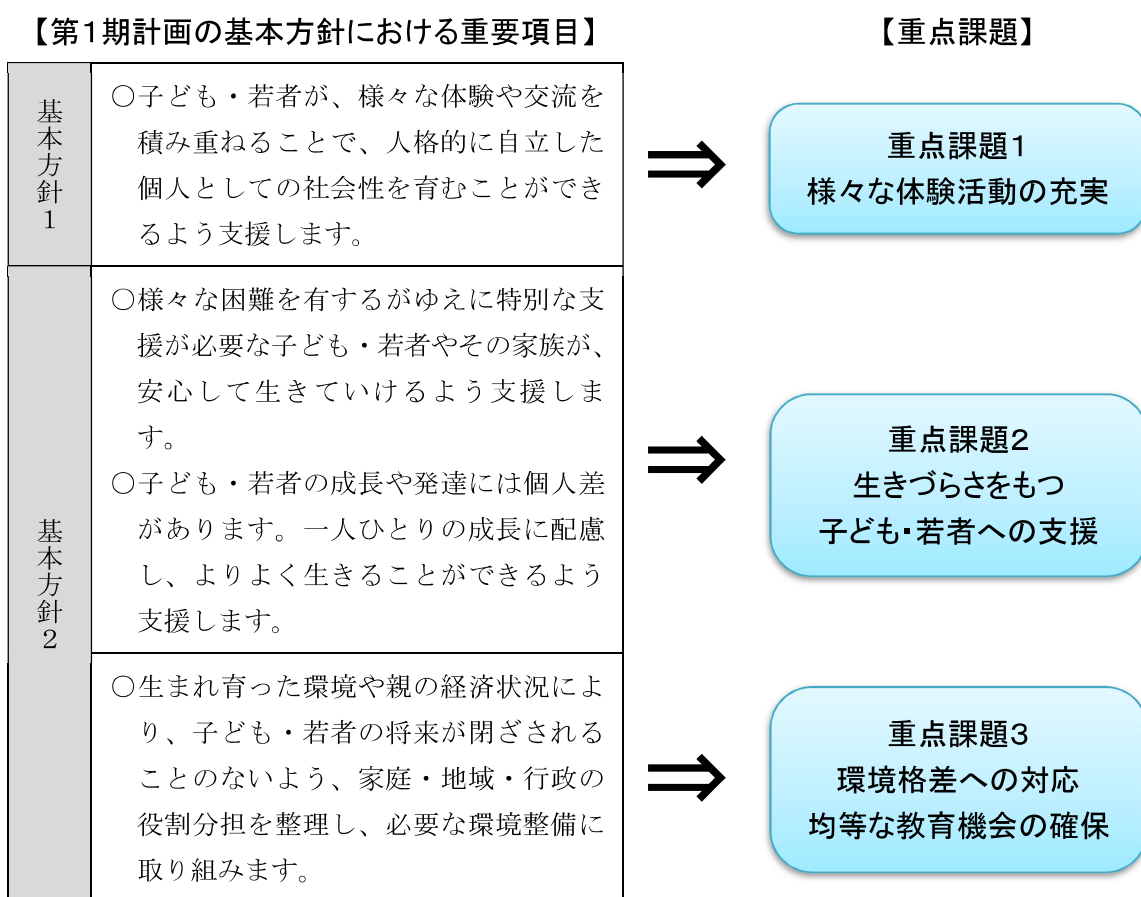


多層的なコミュニティ・ネットワーク

4. 重点課題の設定

本計画では、施策を更に充実するとともに、支援の実効性を高めるため、多岐に渡る分野をカバーする支援策のうち、特に重点的に取り組むべきものを設定することとしました。

専門委員会にて基本方針の中から特に重要と思われるものを抽出することにより、重点的な取り組みが特に求められている課題（重点課題）を設定し、それら重点課題の改善に必要な取り組みについて、検討部会を設置して議論しました。



《第1期計画後の環境変化と3つの重点課題に対する取り組み方針》

検討部会では、第1期計画以降の環境変化や子ども・若者育成支援の現場の状況等を踏まえた議論が交わされ、結果として、以下のとおり取り組み方針を立てることとしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子どもの育ちにとって欠かすことのできない人と人とのふれあいや体験・交流機会に制約が生じるなど、新しい生活様式に移行したことで、様々な影響が生じた点についても議論しました。ただし、この点については、新しい生活様式に対応するための方針というよりは、より人と人のふれあい、体験・交流の必要性が増したという点で、コロナ禍特有の課題としてではなく、普遍的な課題として議論を交わしました。

重点課題1:様々な体験活動の充実

コミュニティに出会うため、参加するための仕掛け

- ◎そもそも地域コミュニティに参加するための仕掛け（工夫）が必要である。
- ◎幼少期から親子参加体験ができる機会が充実しているとよい。

自由で多様な遊び・体験・交流、関係づくりと場の整備

（地域コミュニティ全体で取り組むべきこと）

- ◎若者と大人（地域）の間に信頼関係を構築していく必要がある。
→安心感を与えられるような大人の存在
- ◎継続的で安定的な場の確保
- ◎単発のイベントではなく長期的なビジョンをもって育成する事業が必要。
- ◎定期的な事業の開催。
- ◎コロナ禍でつながりにくい状況でも工夫をした事業でつながり続ける。

（子ども・若者自身が充実するための取り組み）

- ◎子ども・若者が自由で多様な体験・交流でき、関係づくりができる場の整備
- ◎地域貢献活動等、ボランティアの充実
- ◎異世代・異年齢が交流でき、また、自然体験活動ができる事業の充実

人材育成

- ◎青少年委員会や地区委員会などの団体活動を支援することで、結果として、人材が育成される。（地域青少年育成者の養成と支援）
- ◎児童センターや社会教育主事、社会教育士、ユースワーカーなど、専門職員の養成

親育ちの支援

- ◎親育ち支援を充実させる必要がある。

気軽に相談できる体制整備

- ◎よろづ相談など気軽に身近に相談できるネットワークの構築

効果的な広報、情報提供等

- ◎SNSを使った子ども・若者に対する新たな周知方法を検討する必要がある。
- ◎転入者など新たに地域コミュニティへ参加しようとする者への周知方法を検討する必要がある。

子ども・若者の活動拠点の整備

- ◎上記の項目を満たすため、活動拠点の整備が必要である。

重点課題2: 生きづらさをもつ子ども・若者への支援

ファーストプレイス化への対応

- ◎医療、精神保健分野、ソーシャルワーク等のスタッフの拡充

各種プログラムの充実

- ◎家庭科（料理教室）や経済教室など
- ◎若者の働く場の支援
- ◎女性支援

ニーズに対する支援体制の整備

- ◎多職種連携（定例的なケース会議、勉強会）
～支援者同士、顔の見える関係づくり（ネットワーク）の構築

スタッフの専門性アップ

- ◎人材育成（スタッフ会議、研修）
- ◎地域参画（社会関係資本の充実）

重点課題3: 環境格差への対応、均等な教育機会の確保

教育の支援

- ◎学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

生活の支援

- ◎親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることがないように配慮して対策を推進する。

就労の支援

- ◎職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める。

経済的支援

- ◎様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯への支援の利用を促していく。

第3章

重点課題とその取り組み

重点課題 1. 様々な体験活動の充実

(1) 背景と現状

子ども・若者の健やか育ちにとって、様々な体験を積むことは、新たな自己を形成するための重要な要素であり、また、こうした体験は、地域における様々な人たちと出会い・交流によってより深まるものです。一方、地域に目を向けると、近年では、子ども・若者の育ちを支えるコミュニティがやせ細ってしまう傾向にあり、こうした個人と社会の中間領域に位置するコミュニティの役割を今一度見直す時期に来ています。

品川区では、地区委員会や、青少年委員会などを中心とした地域事業が盛んであり、これら事業を子ども・若者計画の重点事業として位置づけ、長期的なビジョンをもって、多層的なコミュニティの再生に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 重点取り組み

①青少年対策地区委員会の活動支援（地域活動課）（P58）

○青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では、青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。

	令和元年度	*令和2年度	*令和3年度
委員数	877 人	767 人	825 人
事業数	127 事業	17 事業	35 事業
延べ参加者数	76,484 人	1,922 人	9,546 人

②青少年委員会の活動支援（子ども育成課）（P59）

○青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けた各種体験活動を運営しています。

	令和元年度	*令和2年度	*令和3年度
委員数	24 人	25 人	24 人
事業数	3 事業	1 事業	1 事業
延べ参加者数	1,545 人	130 人	512 人

*令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業数、参加延べ人数減

(3) 関連事業

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○品川区民芸術祭（P24） | ○ジュニア・リーダー教室（P26） |
| ○親子交流支援事業（P27） | ○こども冒険ひろば事業（P28） |
| ○中高生ボランティア（P32） | ○品川コミュニティ・スクール（P57） |
| ○野外活動事業（P58） | ○青少年育成者の研修（P59） |
| ○児童センター事業（P59） | ○ティーンズ世代向け事業（P63） |

重点課題 2. 生きづらさをもつ子ども・若者への支援

(1) 背景と現状

不登校やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題の複雑化に対応するため、区では、相談拠点を設置およびその充実に努めています。この相談拠点は、生きづらさをもつ子ども・若者の状態に応じて、必要な支援先へつなぐ役割を担うとともに、安心できる居場所として、家庭、学校につぐ(※)サードプレイスの役割も担ってきました。しかし、居場所事業の使われ方について分析したところ、近年の居場所機能は(※)ファーストプレイス化し、また、より生きづらさを感じる子ども・若者の相談も増えています。

品川区では、平成 30 年度以降進めてきた「子ども若者応援フリースペース」や「エールしながわ」といった相談拠点を、子ども・若者計画の重点課題として位置づけ、子ども・若者がどんなときでも前向きに生きていけるよう、実効性の高い施策を展開するとともに、彼らを包摂するような支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

※：家庭（第 1 の場）、学校（第 2 の場）に次ぐ第 3 の場

(2) 重点取り組み

①子ども若者応援フリースペース（子ども育成課）(P44)

○不登校やひきこもりの子ども・若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者との相談を行っています。

○複合的な課題を抱える子ども・若者に対し、必要な支援をつながることができるよう、伴走支援を行います。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用者数	5,209 人	4,202 人	5,677 人
相談件数	249 件	798 件	875 件

②エールしながわ（子ども育成課）(P44)

○ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。

○複合的な課題を抱える子ども・若者に対し、必要な支援をつながることができるよう、伴走支援を行います。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	78 件	286 件	510 件

(3) 関連事業

- 適応指導教室（P40）
- 発達支援（P41）
- 社会的自立を目指した支援（P42）
- 特別支援学級・特別支援教室（P42）
- ひとり親世帯学習支援（P49）
- 中高生等個別学習支援事業（P51）

重点課題３．環境格差への対応・均等な教育機会の確保

（１） 背景と現状

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等などを図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成２５年に施行され、令和元年の一部改正を経て、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が同年１１月に閣議決定されました。

経済協力機構の調査による子どもの貧困率は１３．５％（２０１８年度）であり、前回調査（２０１５年度）と比較して若干の改善傾向にあるものの、未だ約７人に１人が相対的貧困の状態にあり、指標の更なる改善が必要です。

品川区では、平成２８年度から進めてきた「子どもの未来応援プロジェクト」を、子ども・若者計画における重点課題として位置づけ、子どもの生まれ育った環境格差などにより将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が必要な子どもに確実に届くよう横断的な事業を計画・実施していきます。

（２） 重点取り組み

①高校生等医療費助成事業（子育て応援課）（P28）

- 子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、０～１５歳（義務教育終了時）までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成しており、令和元年７月からは、高校生等の入院医療費（入院医療費・食事のみ）まで助成対象を拡充しました。
- 令和５年度からは、高校生等の医療費助成を通院時も対象となるよう充実させ、更なる子育て支援を図ります。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
子どもすこやか医療費助成の交付件数（１５歳まで）	49, 556 件	49, 836 件	49, 650 件
助成総額	1, 737, 569 千円	1, 426, 878 千円	1, 764, 701 千円

②学習支援事業（子育て応援課、生活福祉課）（P49、P52）

- ひとり親や生活困窮者を対象とした学習支援事業を実施することで、進学意欲の向上や学習の意識付けを図り、子どもの教育の機会均等を支援します。
- ひとり親世帯学習支援（ぐんぐんスクール）…対象：小学５～６年、中学生、高校生
- 生活困窮者支援事業（学習支援あした塾）…対象：中学生
- ドリームサポート学習室…対象：高校生等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ぐんぐんスクール 延べ利用者数	432 人	355 人	507 人
学習支援あした塾 延べ利用者数	—	37 人	153 人
ドリームサポート学 習室延べ利用者数	109 人	105 人	165 人

③子ども食堂への支援（子育て応援課）（P61）

○地域のコミュニティの中で、子どもを見守り、育てていく重要な拠点である子ども食堂の開設・運営等を支援するとともに、子ども食堂運営事業者等とのネットワークを構築し、定期的な情報交換・共有の充実を図ります。

○ふるさと納税制度のよるガバメントクラウドファンディングを活用し、ひとり親家庭等へ食の支援をきっかけとして、就労支援・学習支援等の相談窓口につなげることで自立支援を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子ども食堂数	24 か所	26 か所	33 か所
ガバメントクラウド ファンディング 寄付額	5,573 千円	9,769 千円	8,582 千円

（３） 関連事業

- 子どもショートステイ・トワイライトステイ (P27)
- 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成 (P27)
- 育児支援ヘルパー派遣 (P28)
- ヤングケアラー支援事業 (P28)
- 子どもすこやか医療費助成事業 (P28)
- 児童手当 (P29) ○ファミリー・サポート・センター (P29)
- 奨学金貸付事業 (P38)
- 特別児童扶養手当 (P41) ○子ども若者応援フリースペース (P43)
- 児童育成手当・障害手当 (P48) ○児童扶養手当 (P48)
- ひとり親家庭自立支援助成事業 (P49)
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (P49)
- 母子・父子福祉資金貸付 (P50)
- ひとり親家庭住宅入居支援事業 (P51)
- しあわせ食卓事業 (P51)
- 就学援助 (P51)
- 次世代育成支援事業 (P52)

第4章

子ども・若者支援施策の 具体的な展開

第3章重点課題と取り組みの掲載している事業について、
本章では関連付けを行っています。

★は重点取り組みの対象となる事業、

☆は関連事業の対象となる事業となっています。

施策の体系

基本理念 すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、
人と支えあいながらともに生きていくまち“しながわ”

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

- （１）基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
- （２）豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
- （３）時代の変化に対応できる力を養う
- （４）社会貢献、社会参加、自立を支援する
- （５）健康・安全に生活できる力を養う
- （６）就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
- （７）学習の機会を確保するための多様な支援を進める

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- （１）いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する
- （２）さまざまな障害のある子ども・若者を支援する
- （３）ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する
- （４）児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
- （５）非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
- （６）ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
- （７）外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
- （８）こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- （１）家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
- （２）家庭・地域と一体となった学校をつくる
～品川コミュニティスクール～
- （３）地域における多様な活動の場を充実させる
- （４）地域における子ども・若者の安全対策を推進する
- （５）地域の社会環境の健全化を推進する
- （６）情報通信等の社会変化に対応する

計画の内容

事業の対象について

※乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～11歳）、思春期（12～17歳）、青年期（18～29歳）、
ポスト青年期（30～39歳）

1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

（1） 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す

- 基本的な生活習慣や規範意識等、自己形成のための支援を家庭、学校、地域が連携しながら推進します。
- 食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、食育に関する取り組みを推進します。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	
1	品川教育検討委員会における検討	区立全小学校、中学校および義務教育学校における一貫教育の推進および、今後の教育課題等への対応について、学識経験者、区立学校長、保護者・地域関係者等で組織する委員会で検討を進めています。		○	○			指導課
2	家庭の教育力の向上支援	義務教育段階の子を持つ保護者である親への子育てのヒントとなるように「しながら子育て応援歌」を作成・配付し、また、親の子育て力・家庭力の向上を目指し家庭教育に役立つような講演会を開催しています。		○	○			庶務課 指導課 教育総合支援センター
3	教員の区独自採用	区の教育施策の原動力となる教員を長期的かつ継続的に育成するため、区固有の教員を採用しています。		○	○			指導課
4	学力定着度調査の実施	義務教育段階における知識・技能等に関する学力定着度調査を実施し、その結果を経年で把握することで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。		○	○			指導課
5	総合教育会議	区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行い、相互の連携を強化し、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、品川区総合教育会議を開催しています。	○	○	○	○	○	総務課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
6	私立学校（専修・各種学校）の指導・監督等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立学校（専修・各種学校）の指導監督等を行っています。				○		総務課
7	食育を通じた健康づくり（各種教室、区民への啓発）	生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、食に関する情報提供をホームページやリーフレット、講演会などで行っています。また、妊娠期の食事や離乳食等の教室を実施しています。	○	○	○	○	○	生活衛生課 各保健センター
8	消費者育成および支援（おもちゃの病院）	こわれたおもちゃを目の前で直すことで、ものを大切にする気持ちを育みます。自己管理能力を身に付け、自立した消費者として成長できるよう支援しています。	○	○	○	○	○	商業・ものづくり課 （消費者センター）

(2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる

○子ども・若者が、自身の成長過程において、他人を思いやる気持ちや感動する心など、豊かな人間性を育むことができるよう支援します。

○子ども・若者が自分のよさに気づき自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう支援します。

○子ども・若者が心身ともに健康であるために、定期的な健康習慣づくりに努めます。

○スポーツ活動を通じて子ども・若者が心身ともに健やかに成長する取り組みを推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	品川区民芸術祭 (アマチュアステージ/子どもフェスティバル)	区内の中学生以下によるアマチュアダンスグループを対象に、日頃の練習の成果発表の場を提供しています。	○	○	○			文化観光課
2	品川区民芸術祭 (ティーンズコンサート) ☆P15 参照 (重点課題1)	区内の小・中学生・高校生・大学生、社会人による日頃の活動の発表および交流の機会として開催し、将来を支える次世代を対象に文化芸術の振興を図っています。また、社会人に出演いただくことで、社会に出てからも継続して音楽活動が続けていく姿勢に触れることができます。		○	○	○	○	文化観光課
3	区民レクリエーション(区長杯子ども将棋大会)	小・中学生を対象に将棋大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。		○	○			文化観光課
4	区民レクリエーション(ジュニア囲碁フェスタ)	小・中学生を対象に囲碁大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。また、入門教室を開催し、新たに囲碁に触れ親しむ機会を作っています。		○	○			文化観光課
5	天文工作教室	五反田文化センターで、天文に関する工作物を自分で作ることによって、楽しみながら天文に興味を持つ機会を提供しています。	○	○				文化観光課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	プラネタリウム一般投影（親子向け投影）・団体投影	五反田文化センター内プラネタリウムで、小学３年生以下の子どもと保護者を対象に、天文への興味を持ってもらうとともに学習の機会を提供しています。また、区内外の幼稚園・保育園・小・中学校など１０名以上の児童・生徒の団体の要望により団体投影を実施しています。小学４年生に対しては、学習指導要領（理科）に沿った内容で実施しています。	○	○	○			文化観光課 教育総合支援センター
7	五反田宇宙ミュージアム	五反田文化センターで、天文や宇宙科学に関係した展示やワークショップなどを行い、子どもたちに宇宙に興味を持ってもらうとともに、宇宙に対する大きな夢やチャレンジ精神を持つ子どもたちを育てています。	○	○				文化観光課
8	パートナーシップ講座	16歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象に、品川区内および近隣区の学校と連携して、各学校の特色を生かし、様々な分野における専門的な講座を実施しています。 【講座実施校】立正大学・清泉女子大学・星薬科大学・昭和大学・杉野服飾大学・東京医療保健大学・産業技術大学院大学・明治学院大学・放送大学・都立産業技術高等専門学校・都立大崎高校・都立小山台高校・都立八潮高校			○	○	○	文化観光課
9	しながわ学	16歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象に、立正大学と品川区が協働し、「しながわを知る」をコンセプトに、しながわに関する歴史や文化、産業、自然など様々な魅力について学ぶ講座を実施しています。			○	○	○	文化観光課
10	少年少女スポーツ大会	少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボールの各大会を少年少女スポーツ団体と共催し、肉体的精神的な健全育成を図ります。		○	○			スポーツ推進課
11	親子でジュニアスポーツフェスタ	親子で様々な種類のスポーツを体験し楽しむことで、スポーツに対する好奇心を高め、好きなスポーツを見つけるとともに、スポーツ習慣の定着を図ります。		○				スポーツ推進課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
12	全国大会出場者支援事業	18歳以下の少年少女や少年少女スポーツ団体が東京都大会等の予選、選考会を経て文化・スポーツの全国大会に出場する際、助成金を交付します。		○	○	○		スポーツ推進課
13	チャレンジスポーツ事業	幼児や小学校低学年を対象に「体を動かすことの楽しさ」「自分の得意な動き」を体感できる教室を実施し、スポーツの習慣化、裾野の拡大を目指します。	○	○				スポーツ推進課
14	ブラインドサッカー出前体験教室	18歳以上の代表者と小学3年生以上のメンバーの半数以上が区内在住・在勤・在学である10名～30名のグループを対象に、ブラインドサッカー体験ワークショップを年5回開催し講師を派遣しています。		○	○	○	○	スポーツ推進課
15	ホッケー教室	3歳以上を対象に、ホッケー教室を年3回開催しています。安全管理の観点から参加者の体格差などを考慮し、各回で対象年齢の範囲を狭める等工夫して実施しています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
16	トップスポーツ観戦・体験ツアー	主に小・中学生を対象に、東京2020大会を契機として、区に関わりのできた競技（ホッケー、ブラインドサッカーなど）を中心に年5回以上のトップレベルの試合観戦等の機会を提供しています。		○	○	○	○	スポーツ推進課
17	ジュニア・リーダー教室 ☆P15 参照 (重点課題1)	小学4年生～高校3年生を対象に、1年間通した異年齢の集団活動を行い、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけられる機会を提供しています。		○	○			子ども育成課
18	親子ネイチャープロジェクト	毎月第一日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通し、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成しています。	○	○	○			子ども育成課
19	親子体験交流事業	小学4～6年生の親子を対象に、災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を訪れ、東日本大震災からの復興を目指し再整備を進めている街並みや震災遺構を見学し防災意識を啓発しています。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え地元の子どもたちと交流することで参加親子の健全育成を図っています。		○				子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
20	親子交流支援事業 ☆P15 参照 (重点課題 1)	小学生とその保護者を対象に、区内に拠点を構える劇団の協力のもと、表現活動を通じて、親子の交流を深める事業を行っています。		○				子ども育成課
21	産後ママのセルフケア	生後 2～5 カ月未満の乳児と母親を対象に、児童センターで助産師の指導のもと、グループワークショップ・講話・簡単なボディケアの実習や相談などを行う講座を実施しています。	○					子ども育成課
22	しながわネウボラネットワーク	妊娠期から乳幼児期の親子を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指しています。	○					子ども育成課 子ども家庭支援センター 健康課 各保健センター 保育課 保育支援課
23	子育てネウボラ相談事業	区内 9 か所の児童センターで、保健師・看護師・教員・保育士などの資格のある子育てネウボラ相談員が、子育ての相談に応じます。	○					子ども家庭支援センター
24	子どもショートステイ・トワイライトステイ ☆P18 参照 (重点課題 3)	1 歳から 15 歳を対象に、家庭あんしんセンターにおいて、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難となった場合、短期的な宿泊を含む子どもを預かるショートステイ事業を行っています。また、保護者の就労等で、帰宅時間が遅くなる時には、子どもの夜間預かりを行うトワイライトステイ事業も行っています。	○	○				子ども家庭支援センター
25	乳幼児ショートステイ	生後 5 日から 1 歳未満において、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、最大 6 泊 7 日まで子どもを預かるショートステイ事業を行っています。	○					子ども家庭支援センター
26	産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成 ☆P18 参照 (重点課題 3)	1 歳未満（多胎児は妊娠中から 3 歳未満）のお子さんを育児中の方で、品川区と提携している事業者を利用した際に、費用の一部を助成します。	○					子ども家庭支援センター

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
27	育児支援ヘルパー派遣 ☆P18 参照 (重点課題 3)	出産予定日 1 カ月前および出産退院翌日から 1 年以内の母親を対象に、家庭あんしんセンターにおいて、産前産後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助が受けられない場合、訪問して家事や育児の援助をします。	○					子ども家庭支援センター
28	ヤングケアラー支援事業 ☆P18 参照 (重点課題 3)	本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、本人や家族に自覚がなく、支援が必要でも表面化しにくい。ヤングケアラーの存在を把握することを踏まえ、関係機関や当事者への普及啓発、把握したヤングケアラーを継続して繋ぐ体制づくり、ヤングケアラーの負担軽減に向けた支援策の構築を行っていく。	○	○	○	○		子ども家庭支援センター
29	中高生の活動支援 (児童センター)	バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取り組んでいます。			○			子ども育成課
30	こども冒険ひろば事業 ☆P15 参照 (重点課題 1)	北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」を、しながわ区民公園内で「しながわこども冒険ひろば」を運営しています。子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成するため、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供しています。	○	○	○			子ども育成課
31	子どもすこやか医療費助成 ☆P18 参照 (重点課題 3)	15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金を助成しています。	○	○	○			子育て応援課
32	高校生等医療費助成事業 ★P17 参照 (重点課題 3)	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保健診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金の助成を、令和 5 年度より開始します。			○			子育て応援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
33	児童手当 ☆P18 参照 重点課題 3	15 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの児童を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的に、子どもを養育している人に児童手当を支給しています。	○	○	○			子育て応援課
34	ファミリー・サポート・センター ☆P18 参照 重点課題 3	育児の援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織をつくり、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。	○	○				子ども家庭支援センター
35	私立幼稚園の入園料・保育料の助成、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成	私立幼稚園、認証保育所およびその他の認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料等の一部を助成します。	○					保育支援課
36	休日・小児夜間診療体制	休日等における区民の医療不安を解消するため、軽症患者を対象とした応急診療体制を確保しています。平日の夜間においては、昭和大学病院内に「品川区こども夜間救急室」を設置し、15 歳以下の小児を対象に診療を行っています。	○	○	○	○	○	健康課
37	児童・思春期のこころの相談、精神保健相談	児童期から青年期あるいは、ポスト青年期における発達や行動上の問題および精神疾患について、精神科専門医師による相談を行っています。		○	○	○	○	各保健センター
38	児童・思春期等こころの相談支援	保健師や相談員が、思春期から青年期にかけて特有の問題や悩みについて相談に応じ、本人や家族の支援にあたっています。		○	○	○	○	各保健センター
39	思春期家族教室	10 代～20 代の心も体も大きく変化する時期の問題や悩みについて、親同士でわちあい親自身の気持ちや関わり方を話し合い学ぶ場です。		○	○	○		品川保健センター
40	思春期講演会	思春期の心の問題と対応について学び、家族や関係者の対応能力の向上を目指す講演会を開催しています。		○	○	○		大井保健センター
41	エコルとごしでの環境学習講座・展示	次代を担う子どもたちを主な対象として、地球温暖化対策をはじめとする各種環境学習講座や、展示などを行っています。		○				環境課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
42	公園・児童遊園の整備	住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとして、公園・児童遊園の整備を進めています。	○	○	○	○	○	公園課
43	市民科教育	区立学校において、市民科を教科として位置づけ、児童・生徒自らの在り方や生きかたを探究するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動を行っています。		○	○			教育総合支援センター

（３） 時代の変化に対応できる力を養う

- 国際感覚豊かなグローバル人材の育成のため、早期の外国語教育を推進します。
- 日本の伝統・文化を理解するための取り組みを推進し、日本人としての自覚や誇り^{かんよう}を涵養します。
- ＩＣＴ（情報通信技術）を活用するなど情報教育を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	国際友好都市交流事業	姉妹・友好都市との交流事業を通じ、外国人や外国文化との交流を深め、国際人の育成を推進しています。			○			総務課
2	伝統工芸ふれあい教室	区内小学校高学年を対象に、品川区伝統工芸保存会会員が伝統工芸の実演を行い、道具を使った手作り体験をしてもらうことで、伝統の技の大切さを知らせています。		○				商業・ものづくり課
3	親子歴史講座	品川区内の小学生の親子 15 組を対象とした2日間の講座で、学芸員による講義を行った後、親子が協力して工作を行い歴史を学習します。		○				文化観光課
4	小学校からの英語授業	グローバル化が進展する中で、小学1年生から「英語科」を実施し、JTE（英語専科指導員）等による区独自のカリキュラムの授業を実施し、英語教育の充実を図っています。		○				指導課
5	ＩＣＴを活用した特別支援教育	区立学校において、特別な支援を要する児童・生徒の効果的な学習手段のひとつとして、タブレットPCを配布し、障害の実態に応じた教材ソフトによる学習を行っています。		○	○			教育総合支援センター

(4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する

○ボランティア活動や国際交流活動などを通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。

○環境問題への取り組みや防災活動の推進など、社会の一員として課題解決に向けて主体的に参加していく姿勢を育んでいきます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
1	二十歳の方の式典 (令和3年度までの名称：成人式)	二十歳の方による実行委員会方式で、社会人としての自覚を促すとともに、輝かしい前途を祝福するために二十歳の方の式典を挙行しています。				○		総務課
2	非核平和都市品川 宣言事業	平和の大切さと次世代に伝えるため、毎年8月、広島へ中学生平和使節を派遣、長崎へ青少年平和使節を派遣しています。			○	○		総務課
3	ワーク・ライフ・バランスアクション プラン（啓発誌作成、啓発講座）	男女共同参画啓発誌の編集委員として、区内大学が連携して参加しています。				○		人権啓発課
4	青少年の社会貢献 活動	中学生以上からおおむね 25 歳くらいまでの青少年で組織されたボランティアグループ「しながわ役立ち隊」を支援しています。 しながわ役立ち隊は、月1回程度の定例会や区内多方面にわたっての多種多様なボランティア活動を実践しています。			○	○		子ども育成課
5	中高生ボランティア（児童センター） ☆P15 参照 (重点課題1)	児童センターの活動を通して、中高生が人間関係を広げ、地域への貢献意識や自主性を育めるよう、支援しています。			○			子ども育成課
6	環境学習	区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃からの環境に対する意識を啓発しています。	○	○				品川区清掃事務所
7	津波勉強会	低地部の小学校を対象に津波や高潮による災害が発生した際に迅速な対応ができるように「津波自主避難マップ」を作成し避難ルートや避難場所の確認を行い、津波や高潮災害に対する知識を深めることを目的に小学4年生を対象に津波勉強会の実施を行っています。		○				河川下水道課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
8	区議会に関する啓発（品川区議会こどもページ）	小・中学生、高校生を対象としたホームページを作成し、区議会の仕組みを理解してもらうとともに、区議会への関心を高め、若年層の社会参加に向けた意識の向上を図っています。		○	○			区議会事務局
9	選挙に関する啓発（出前授業・模擬選挙）	将来有権者となる小・中学生、高校生を対象に出前選挙を実施し、本物の選挙（投票所）の仕組みを理解させるとともに、選挙への関心を高め、若年層の投票率の向上を図ります。		○	○			選挙管理委員会事務局
10	明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内にある公立・私立の小・中学校（義務教育学校を含む）および高等学校の児童・生徒（全員）を対象に、ポスターコンクールを実施し、将来の有権者である児童・生徒の選挙に対する関心を高めます。		○	○			選挙管理委員会事務局

（５） 健康・安全に生活できる力を養う

○安全安心な妊娠・出産の環境が確保されるよう支援します。

○子ども・若者に対し、健康に関する知識や薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識や感染症予防、アレルギー対策等について、専門家の協力を得ながら健康教育の充実を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	人権啓発講座、啓発パンフレット	デートDV、ネットによるいじめやリベンジポルノ等人権侵害について、講座の実施、成人式等でのパンフレット配布などにより、被害者にも加害者にもならない、させないための啓発を行っています。			○	○	○	人権啓発課
2	消費者育成および支援（消費生活相談・出前講座）	成年年齢の18歳引き下げにより、悪質商法に狙われる若者の範囲が広がり、これまで以上に、若者を対象に増加している悪質商法・詐欺（マルチ商法、デート商法、架空請求、ワンクリック請求など）についての消費者教育を推進し予防します。また、トラブルに巻き込まれた場合には消費生活相談で解決の方法を探ります。悪質商法に巻き込まれない、自立した消費者として安全に生活できる力を養います。		○	○	○	○	商業・ものづくり課 （消費者センター）
3	アレルギー等おしゃべり会・講演会	アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換のため、子ども同士の交流やお弁当持参のランチ会を行っています。また、小児科の医師などの専門家による講演会では、アレルギー疾患に対する正しい知識を啓発しています。	○	○	○			子ども育成課
4	感染症予防	保育園や学校等での感染症発生時の対応及び感染拡大防止の相談をしています。 エイズ予防月間や大学祭において、エイズに対する正しい知識を啓発しています。また、保健センターにおいて、エイズ・性感染症に関する相談及び抗体検査を実施しています。	○	○	○	○	○	保健予防課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
5	妊娠期・乳児期の支援	妊娠期から育児期において、安心して子育てできるよう、妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティクラス、二人で子育て（両親学級）、乳児期前期育児学級等を実施しています。また、4カ月、1歳6カ月、3歳児健診、児童センターで行う出張健康学習等を通して、子どもの事故予防の啓発を行っています。	○	○	○			各保健センター
6	防災フェア	過去の震災の教訓を忘れず防災意識の高揚を図るためのイベントとして年に一度、防災フェアを開催しています。参加者が楽しみながら防災を学べるよう、各防災関係機関の協力のもと訓練の実演やポイントカードの仕組みを取り入れたブースの出展など、イベント性やゲーム性を持たせつつ実施しています。	○	○	○	○	○	防災課
7	親子で防災体験	楽しく防災を学ぶ場として、小学生までの親子を対象にしながわ防災体験館にてワークショップを実施しています。内容は、簡易トイレの凝固剤を使った工作や消火器まあとあてゲームなど、楽しみの中にも防災に関する実践的な体験ができるものとしています。	○	○				防災課
8	防災ポスターコンクール	区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、受賞作品を展示しています。		○	○			防災課
9	地震体験車の防災教育	区内学校等において、地震体験車による震度の体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。	○	○	○	○	○	防災課
10	しながわ防災学校	小学生親子に向けたワークショップ、中学生以上の一般区民に向けた講座等を実施しています。	○	○	○	○	○	防災課

（６） 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する

- 子ども・若者の勤労観や職業観等を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア教育および職業教育の充実を通じ、学校から社会への移行がスムーズなものとなるよう支援します。
- 安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等必要な支援を行います。
- 雇用や就学等様々な場面において、何度でもやり直しのきく社会となるよう風土や気運を高めていきます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	就業相談・就業支援セミナー	キャリアコンサルタントが「働く」ことに関する相談に幅広く柔軟に応じます。また、就職活動に役立つノウハウを伝える就業支援セミナーを実施しています。				○	○	商業・ものづくり課
2	技術者育成支援	区内に立地する東京都立産業技術高等専門学校と連携し、若手技術者のスキルアップを目的とした人材育成セミナーを開催しています。				○	○	商業・ものづくり課
3	インターンシップ事業促進助成	産学交流を促進し、区内ものづくり産業等の振興を図るため、東京都立産業技術高等専門学校等の学生をインターンシップとして受け入れる区内中小企業に対し助成金を交付しています。				○		商業・ものづくり課
4	大学生や専門学校等の保育士養成校の実習生受け入れ	区立保育園に品川区内在住、もしくは品川区内の教育施設の在校生に対し、実習生の受け入れを行っています。実際に保育園で保育士の体験を行うことにより、保育士の仕事をより具体的に知ってもらい、自分のキャリアに活かすことを目的としています。			○	○		保育課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
5	非行少年の立ち直り支援・就労支援	非行少年の立ち直り支援として、農業体験による活動やハローワークと連携した就労支援活動を推進しています。			○	○		警視庁 大森少年センター
6	新規学卒者の就職支援	産業や職業に関する知識が浅い学卒者に対する職業紹介にあたって、教育機関と連携を図り計画的な職業指導、綿密な職業相談を行い、事業所に対しては受入体制の整備の指導を行っています。計画的な新規学卒者の求人開拓、進路相談担当者と連携した就職環境の理解促進、就職準備講座など、きめ細かな職業相談・支援しています。また、年少従業員の就業事業所を訪問、職場適応指導を行っています。				○		東京労働局 品川公共職業安定所
7	職業訓練のあっ旋	若年者に対する職業相談の過程で、希望とする職種・業界への就職実現に向けて、不足していると考えられる技術、知識、資格取得のため、若年者向けの職業訓練についての説明、あっ旋を行っています。				○	○	東京労働局 品川公共職業安定所

（7） 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

- 子ども・若者が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担力に応じて経済的な支援を行います。
- 大学生や地域ボランティアによる学習支援活動の取り組みを通じて、思春期に相談のできる場として学習面から支援を行います。
- 環境教育等、生涯学習の一環として、様々な体験学習の機会を提供します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	中学生への学習支援（ゆたか児童センター）	主に中学生を対象にし、大学生や地域の方が学習ボランティアとして、夏休みから受験時期にかけての学習を支援しています。気軽に参加できる雰囲気づくりを大切にし、学校生活や何気ない話にも傾聴を心がけ、子どもたちが安心できる居場所を作っています。			○			子ども育成課
2	奨学金貸付事業 ☆P18 参照 （重点課題3）	修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者およびその保護者に対し、修学上必要な奨学金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的としています。対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学を許可された方とその保護者です。（大学生は対象外です。）			○			子育て応援課
3	保幼小連携	就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。区内の幼稚園・保育園児が区立小学校・義務教育学校の教育環境に無理なく慣れ親しみ、安心して就学できるように取り組んでいます。 また、5歳児の10月から1年生の7月までを「ジョイント期」とし、具体的な指導の重点やポイントをまとめた「保幼小ジョイント期カリキュラム」を実践しています。	○					保育課 指導課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
4	しながわ家庭エコ チャレンジ	区内 38 校（私立 1 校含む）の小学生を対象に、地球温暖化対策をはじめとした環境に対する具体的な取り組みの推進や意識の醸成のため、ワークシートを提供し環境学習を行っています		○				環境課
5	しながわ水族館運 営支援	「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型の水族館として開館しています。	○	○	○	○	○	公園課
6	老朽化・就学人口増 等 に 伴 う 学 校 改 修・改築	学校改修については、学校施設の十分な安全性・機能性を維持するため、建設からの年数、前回の改修工事からの年数を基準に現地調査を行い、計画的に進めています。 また、学校改築についても、建物の老朽化、就学人口の増加および多様な学習内容・学習形態に対応するため順次進めるとともに、環境やバリアフリー、災害発生時の避難拠点としての機能にも配慮した学校づくりを進めています。		○	○			庶務課

2 さまざまな困難を有する子ども・若者やその家族への支援

(1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する

○いじめはどの学校にも起こり得るという認識の下、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みや関係機関等連携した取り組みの促進など、学校内外における相談体制の整備を進めます。

○不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	いじめ問題調査委員会	区立学校等で発生した重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的として、いじめに係わる重大事態が発生し、その再調査を区長が必要と認めた場合に、品川区いじめ問題調査委員会を設置します。		○	○			総務課
2	適応指導教室 ☆P16 参照 (重点課題2)	区立学校に在籍し、主に心理的な要因等により通常の学校生活に適応できず不登校またはその傾向にある児童・生徒に対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供し、自立活動や学校生活への復帰ができるように支援しています。		○	○			教育総合支援センター

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3	高等学校中途退学者の就職支援	就職希望を理由に高校を退学している人も少なくなく、中には産業・職業についての知識が浅く、就職にあたっての基本的な心構えが十分に形成されていない人もいます。職業や労働市場に関する情報の提供および職業選択等にあたっての助言を積極的に行うことにより、的確な職業紹介につなげています。			○			東京労働局 品川公共職業安定所

(2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する

○障害者の自己選択・自己決定の権利を最大限尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けることができよう配慮します。

○障害者施策だけでなく、母子保健施策や子ども・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、関係機関の連携を強化するよう努めます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	特別児童扶養手当 ☆P18 参照 (重点課題3)	国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、20歳未満の一定の障害をもつ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。	○	○	○	○		子育て応援課
2	特別支援保育事業	配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置を充実させ、きめ細やかな対応を図ります。また、保育者の知識・対応力向上のため、研修や巡回相談を充実させます。さらに、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、専門家による個別相談を実施するとともに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発や就学に向けて関係機関との連携を図ります。	○					保育課 保育支援課
3	児童発達支援センター	発達にご不安やご心配のある児童について、適切な支援につなげています。一体的に運営する計画相談支援事業所では、未就学児～成人までを対象に、サービスを利用するための利用計画案を作成します。	○	○	○			障害者支援課
4	発達支援 ☆P16 参照 (重点課題2)	発達・発育に関するご相談を受けた後、障害のある子どもや発達に支援の必要な子どもに対し、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを通じて生活能力向上など発達支援を実施しています。	○	○	○			障害者支援課
5	幅広い日中活動の場の確保	ライフステージの様々な場面で、友人関係、不登校、引きこもりなどの困難を抱えている背景に発達の特性が考えられることがあります。そうした方を対象に小学4年生から大学生相当の方とそのご家族からの相談事業と、日中活動の場の提供や個別支援などを、発達障害・思春期サポート事業として行っています。		○	○	○		障害者支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
6	社会的自立を目指した支援 ☆P16 参照 (重点課題2)	発達障害者支援施設「ぷらーす」において、発達に特性のある主に成人の方の社会での自立を目指した相談と自己認知を目的とした日中活動支援を、成人期支援事業「リクト」で行っています。				○	○	障害者支援課
7	障害児の預かり事業	働く保護者が増える傾向にある中、障害児を育てるご家庭に対し、就労支援や家族の介護、あるいは保護者のレスパイトのための預かり機能と日中活動の場を提供など、日中一時支援事業を実施しています。また、外出が困難な重度の障害児のために、在宅レスパイト事業も実施しています。		○	○			障害者支援課
8	特別支援学級・特別支援教室 ☆P16 参照 (重点課題2)	区立学校において、特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級（言語、難聴）を設置し、障害の状態により特別に支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導、通常の学級での障害に配慮した指導を行っています。また、区立学校全校に特別支援教室を設置し、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしています。		○	○			教育総合支援センター
9	駅のバリアフリー化に対する助成	『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』などに基づき、可動式ホーム柵、エレベーター、内方線付点字誘導ブロックなどの設置費助成を鉄道事業者へ行い、だれにも安心・安全な鉄道駅利用環境整備を促進しています。	○	○	○	○	○	都市計画課
10	段差の解消、歩道の平坦化	福祉のまちづくりの一環として、私道入口、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、及び歩道改修時に縦横断勾配を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化を実施し、歩行環境の向上を図っています。	○	○	○	○	○	道路課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
11	障害児の施設入所の相談及び入所手続き	様々な事情により家庭で生活できない障害のある児童の施設への入所相談を受け、入所となった場合の手続きを行っています。	○	○	○			東京都 品川児童相談所
12	「愛の手帳」の交付	知的障害のある児童の支援を図るため、「愛の手帳」（療育手帳）の申請受付、判定、交付を行っています。	○	○	○			東京都 品川児童相談所

(3) ひきこもり、若者無業者(ニート)を支援する

○働くことに悩みを抱えるひきこもりやニート等若者、その家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、自立に向けた継続的な支援を推進します。

○関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	子ども若者応援フリースペース ★P16 参照 (重点課題2) ☆P18 参照 (重点課題3)	不登校やひきこもりの子どもや若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。			○	○	○	子ども育成課
2	エールしながわ ★P16 参照 (重点課題2)	ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。東京都の支援事業であるひきこもりサポートネットの第一窓口としても開設しています。				○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3	ひきこもり、若年無業者(ニート)の就職支援	これまで就労機会がほとんどない若者やひきこもりなど長期にわたり就労経験がない人など、本人の段階やおかれた状況に応じて、若者サポートステーションや若者ハローワークなど、より適した機関への誘導・案内を行っています。				○	○	東京労働局 品川公共職業安定所

(4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する

- 区の子育て支援機関や児童相談所等の地域の関係機関相互の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、保護者の支援、家族の再統合、アフターケアまで切れ目のない支援が行われる体制づくりに努めます。
- 18 歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については、区が第一義的な窓口として対応にあたります。
- 社会的養護の下で生活する子どもたちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するための一貫した支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	子ども家庭支援センター事業	福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携し、子どもとその家庭に関する総合相談、在宅サービス等の提供・調整、および地域の組織化等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上のために地域の支援ネットワーク作りをしています。品川区は、子ども家庭支援センター児童相談担当と家庭あんしんセンターが主体となります。	○	○	○			子ども家庭支援センター
2	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を図るとともに、虐待の無い地域社会を創るため品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置しています。その下の位置づけとして身近な地域子育て支援拠点の児童センターが、13 地域ごとに地域分科会（実務者会議）を、要保護児童等の具体的支援のために関係機関で個別ケース検討会議を開催します。	○	○	○			子ども家庭支援センター
3	区立児童相談所設置に向けた検討・取り組み	平成 28 年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。区は、令和 6 年 10 月の区立児童相談所開設を目指し、運営体制の検討や施設整備、人材の確保・育成等に取り組んでいます。	○	○	○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
4	児童虐待への対応	児童虐待対策ブロックチームを編成し、虐待通告へ迅速に対応しています。児童相談所の人員を増員し、虐待対策班の強化を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童相談所
5	一時保護	緊急に保護を要する児童を一時的に保護します。一時保護所の定員を増やすとともに、子どもたちが安心、安全に生活できる環境整備を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童相談所
6	施設への入所	様々な事情により家庭で生活できない児童を一定期間、乳児院、児童養護施設で預かります。児童が生活する施設においては、グループホーム等の小規模化を進めています。また、働きながら自立をめざす 20 歳未満の入所者に自立援助ホームを紹介しています。	○	○	○			東京都 品川児童相談所
7	里親制度	様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育します。	○	○	○			東京都 品川児童相談所

（５） 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う

○非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。

○犯罪被害者やその家族への様々な支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	青 年 期 ポ ス ト	
1	社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。品川区においても、推進委員会を設け小・中学校PTA、保護司、民生委員・児童委員および青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施しています。		○	○	○	○	地域活動課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	青 年 期 ポ ス ト	
2	少年相談及び犯罪被害少年への支援	子どもの非行・不登校などで悩んでいる家族や子ども自身に対して、少年相談専門職員などが継続的に面接を行っています。また、犯罪等の被害を受けた少年に対して、継続的な支援活動を推進しています。対象は20歳未満です。		○	○	○		警視庁 大森少年センター
3	非行相談	金銭持出し、家出、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為等問題行動のある児童の相談や警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったとして通告のあった児童の相談、指導をします。	○	○	○			東京都 品川児童相談所

(6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する

○ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子ども・若者を健全に育むことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。

○生活困窮家庭などに対する自立支援の取り組みを推進します。

○家庭・地域・行政の役割分担を整理し、課題の見える化を図り、子ども・若者の未来を応援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。 区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。	○	○	○	○		子育て応援課
2	児童育成手当・障害手当 ☆P18 参照 (重点課題3)	区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に児童育成手当を支給します。 (ア) 父母が離婚した児童 (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童 (ウ) 父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童 (エ) 母が婚姻によらないで生まれた児童 (オ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 (カ) 父または母に重度の障害がある児童 (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童 また、以下の障害がある20歳未満の児童を養育している世帯に障害手当を支給します。 (ア) 中度以上の知的障害(愛の手帳1～3度程度) (イ) 身体障害者手帳1～2級程度 (ウ) 脳性麻痺、または進行性筋萎縮症	○	○	○	○		子育て応援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト	
3	児童扶養手当 ☆P18 参照 (重点課題 3)	区内に住所があり、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童（20 歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。 （ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童	○	○	○	○		子育て応援課
4	ひとり親家庭自立 支援助成事業 ☆P18 参照 (重点課題 3)	母子家庭の母、または父子家庭の父を対象に、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の 60％相当額を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。また、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。	○	○	○			子育て応援課
5	母子・父子自立支援 プログラム策定事 業 ☆P18 参照 (重点課題 3)	児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門的就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。	○	○	○			子育て応援課
6	ひとり親世帯学習 支援 ☆P16 参照 (重点課題 2) ★P18 参照 (重点課題 3)	ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。		○	○			子育て応援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7	ひとり親家庭相談	母子家庭の母、または父子家庭の父を対象に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。	○	○	○			子育て応援課
8	母子・父子福祉資金貸付 ☆P18 参照 (重点課題3)	20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。	○	○	○	○		子育て応援課
9	母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。	○	○	○	○		子育て応援課
10	ひとり親家庭休養ホーム事業	母子家庭または父子家庭の親がリフレッシュと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。	○	○	○	○		子育て応援課
11	ひとり親家庭一時介護事業	児童育成手当の受給世帯かこれに準ずる世帯で親や中学生以下の児童の一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。	○	○	○			子育て応援課
12	入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。			○	○	○	子育て応援課
13	養育費相談支援事業	離婚を考えている、若しくは離婚後に養育費の取り決めをしていなかった相談者に対し、適正な養育費が受け取れるよう、個別相談支援から調停利用の手続き支援、公正証書作成費用補助、養育費立替保証助成等の支援を行っています。	○	○	○			子育て応援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
14	ひとり親家庭住宅 入居支援事業	18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅への入居支援（賃貸借契約における保証会社の初回保証料助成）を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すとともに生活の安定を図っていきます。	○	○	○			子育て応援課
15	しあわせ食卓事業 ☆P18 参照 (重点課題3)	食の支援を必要とするひとり親家庭等に対し、企業からの寄附やふるさと納税制度（ガバメントクラウドファンディング）を原資とした食品配送を実施しています。その際、アンケート用紙や就労・学習・住宅支援等の案内を同封し、支援が必要な世帯を適切な相談窓口や事業等につなげ、最終的に各家庭の自立を目指すことを目的としています。	○	○	○			子育て応援課
16	実費徴収に係る補 足給付事業	品川区立幼稚園に在園していて、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行っています。	○					保育課
17	就学援助 ☆P18 参照 (重点課題3)	品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）に在学する児童・生徒の保護者であって、生活に困窮するものに対し、学用品の購入費等の就学援助費を支給します。支給には所得制限があります。			○			学務課
18	中高生等個別学習 支援事業 ☆P16 参照 (重点課題2)	大学や専門学校進学を目指す生活にお困りの家庭の高校生に対し、自習の場を提供することで、受験までの精神的サポートも含めた支援を行っています。併せて、親への進学資金準備に向けた支援も行っています。 生活にお困りの家庭の中学生等を対象に自主学習場所の提供および少人数型の学習指導を行っています。			○			生活福祉課
19	低所得世帯への塾 代等の貸付	東京都社会福祉協議会で実施する「受験生チャレンジ支援貸付（中学校3年生および高校3年生への学習塾等の費用や、受験費用の貸付）」の相談、申請受付および償還免除申請受付を行っています。			○			生活福祉課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
20	生活困窮者支援事業 ★P18 参照 （重点課題３）	あした塾：生活にお困りの家庭の中学生を対象に少人数制の学習指導を実施 ドリームサポート学習室：生活にお困りの家庭の高校生等を対象に自習室を開放（指導員あり）			○			生活福祉課
21	次世代育成支援事業 ☆P18 参照 （重点課題３）	塾代の支援：生活保護世帯へ学習塾などの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講料の支給を行う。 受験料の支援：生活保護世帯へ大学・専門学校等の受験料の支給を行う。		○	○			生活福祉課
22	子どものいる生活保護世帯への支援	子どものいる生活保護世帯に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて、子どもの成長過程や保護者の問題等の家庭状況を把握した上で、各関係機関・支援機関に繋げ、連携・協力して子どもの健全育成を図っています。また、高校進学、大学進学、就職等の進路に関する情報提供、相談、塾代の助成および学習指導を行っています。	○	○	○			生活福祉課

（7） 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する

○外国人の日本語能力に配慮したカリキュラムの編成や就学支援等を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	外国人学校児童生徒等保護者補助金	品川区に住民登録している者で、東京朝鮮学校等外国人学校に授業料を納入した保護者に対し、補助金交付要綱により、補助金を交付しています。		○	○			総務課
2	日本語集中教室	区立学校に在籍し、日常の日本語活用が困難な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒を対象に、日本語指導短期集中教室を開設し支援を行う場を提供し、児童・生徒の実態に応じた言語指導や適応指導を行っています。		○	○			教育総合支援センター

(8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

- 性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深める啓発活動等を推進します。
- 難病のある人の日常生活の相談・支援、交流活動の促進や就労支援等を推進します。
- こころの悩みを抱えたり、生きることに辛さを感じている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実を図ります。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	性同一性障害等に関する相談・啓発	性同一性障害等であることにより悩みを抱えている方の相談を受けています。また、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を行っています。		○	○	○	○	人権啓発課 各保健センター 教育総合支援センター
2	SOSカードの配布・相談	悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれることを防ぐため、誰もが相談できるように相談先案内カードを作成し、配布しています。		○	○	○	○	保健予防課 各保健センター

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3	育成相談	本人や家族から相談を受け、心理判定や医療診断を行い、継続的に一定期間、治療プログラムやカウンセリングなどを実施しています。	○	○	○			東京都 品川児童相談所

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する

○家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報提供、相談体制の充実等、地域社会全体で支援する取り組みを推進します。

○親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりをもち、必要なときに適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
1	「家庭の日」の普及啓発	毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、「子どもの豊かな心を育む」「人とのかわりを学ぶ」大切な場所としての明るい家庭づくりを推進しています。また、親子ネイチャープロジェクトを開催し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。	○	○	○	○	○	子ども育成課
2	離乳食レッスン	離乳食 2 回食以降の乳児と保護者を対象に、児童センターで、栄養士の指導、デモンストレーションにより、月齢にあった調理形態を学ぶ講座です。また、離乳食に関する悩みを相談できます。	○					子ども育成課
3	親育ちワークショップ (児童センター)	主に初めて 0 歳児の子どもを持つ母親を対象に、育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを児童センターで実施しています。	○					子ども育成課
4	父親のための親育ちワークショップ (児童センター)	父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力の向上を図るため、児童センターで乳幼児の父親向けのワークショップを実施しています。	○					子ども育成課
5	赤ちゃんとのふれあい事業 (児童センター)	次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として、児童センター、学校、乳児親子が協力して実施しています。		○	○			子ども育成課
6	父親の子育て応援事業 (児童センター)	主に乳幼児とその父親を対象に、父子で参加できるプログラムを実施し、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。	○					子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7	ママと赤ちゃんの心とからだのケア事業 (児童センター)	産後ママのセルフケアやベビーマッサージ、卒乳のおはなしなど、母親と赤ちゃんのふれあいを通じて、子育ての不安を解消するための講座を行っています。	○					子ども育成課
8	チャイルドステーション事業	児童センターでは、子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援しています。また、区立保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施しており、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し保護者が気軽に相談できる場として地域の子育て支援を行っています。どの施設も、乳幼児親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースを提供しています。	○					子ども育成課 保育課
9	一日保育士体験	区立保育園に子どもを預けている保護者を対象に、保育士の仕事を一日体験することにより、あらたな子どもの姿を発見し、子育ての楽しさや保育園とのかかわり、子どもに対する相互理解を深めることができます。	○					保育課
10	「家族いっしょに楽しいごはん」運動	在園児保護者や在宅子育て保護者を対象に、給食の調理実演、試食を交えた食育保護者会を開催。在園児保護者には有料給食体験を実施。PTA が親子で食育を学ぶイベントを開催するなど、各保育園等で食育の推進を図っています。	○					保育課
11	しながわっ子 子育てかんがるープラン	妊娠中の方から就学前の子どもがいる保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。	○					保育課
12	生活支援型一時保育オアシスルーム	在宅子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。	○					保育支援課

基本方針3(2)	家庭・地域と一体となった学校をつくる ～品川コミュニティ・スクール～
----------	---------------------------------------

(2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～

- 学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援を推進します。
- 学校を核として、保護者や地域と連携し、義務教育の9年間を地域ぐるみで支える継続的な教育活動の展開を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年ポスト	
1	品川コミュニティ・スクール ☆P15 参照 (重点課題1)	学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の充実や児童・生徒の健全育成に取り組むための体制づくりとして品川コミュニティ・スクールを実施しています。		○	○			指導課

(3) 地域における多様な活動の場を充実させる

- 絵本の読み聞かせなど、乳幼児期の子どもの情操の涵養にも資する取り組み等を推進します。
- 放課後、子ども・若者が安心して過ごせる場所として、児童センターやすまいるスクールにより、そのサービスの充実を図ります。
- 地域における多様な担い手の人材育成という観点から育成者研修等を実施します。
- 住民相互の親睦や地域コミュニティの活性化を図るよう、町会・自治会等地域の活動を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年ポスト	
1	青少年対策地区委員会の活動支援 ★P15 参照 (重点課題1)	青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。		○	○	○		地域活動課
2	地域スポーツクラブ	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを楽しめることを目指し、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢の方や障害のある方を含めすべての人が参加できるスポーツクラブを地域住民自らが主体となって運営します。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
3	青少年健全育成者感謝状贈呈式	少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボール等少年少女スポーツの育成者に感謝状を贈呈することで、青少年の健全育成に携わる指導者層の拡大につなげていきます。		○	○			スポーツ推進課
4	スポーツ指導者養成事業	各スポーツ団体の育成者を対象に、講演会、講習会を開催し、「スポーツの楽しさ、素晴らしさ」を子どもたちに伝えられる指導者を養成します。		○	○			スポーツ推進課
5	キャンプ場運営事業	青少年育成を目的とした各野外活動団体を対象に貸し出しているキャンプ場を円滑に施設運営するため、施設管理業務を行っています。		○	○			スポーツ推進課
6	野外活動事業 ☆P15 参照 (重点課題1)	野外活動を通じて、自然に接し、親しむことができるよう、初心者向けのキャンプ教室やファミリー向けのキャンプ教室を行っています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7	プロスポーツ連携事業	区をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、小学生を対象としたスポーツ教室を実施することにより、プロスポーツ選手のトップレベルのプレーを間近で体感できる機会を創出します。		○				スポーツ推進課
8	青少年問題協議会の活動支援	青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、青少年の健全育成のため、「夏季対策パンフレット」、「あすに向かって（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）」の発行等を行っています。	○	○	○	○	○	子ども育成課
9	青少年委員会の活動支援 ★P15 参照 （重点課題1）	青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けジュニア・リーダー教室の運営などを行っています。	○	○	○			子ども育成課
10	青少年育成者の研修 ☆P15 参照 （重点課題1）	青少年育成施策の現状と課題について学ぶため、青少年委員やジュニア・リーダーのスタッフ、地域の青少年育成者の研修を行い、青少年育成施策の質的向上を図ります。	○	○	○			子ども育成課
11	児童センター事業 ☆P15 参照 （重点課題1）	児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」（第40条）を目的としています。区内には25館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。 また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。	○	○	○			子ども育成課
12	すまいるスクール事業	全区立小学校および義務教育学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設において実施する全児童放課後等対策事業です。児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として開設しています。		○				子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
13	ふれあい交流室（ぶりすくーる西五反田内）	地域における子育て家庭支援の拠点として、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的としています。子育て家庭に対する相談・援助や子育てに役立つ情報の公開および講演会の開催など様々な子育てのサポートを行っています。	○					保育課
14	子育て交流サロン事業	主に0～2歳の親子を対象に、地域の乳幼児親子の交流と子育て相談の場として、荏原地区に子育て交流サロンを開設しています。	○					子ども育成課
15	悠々ボランティア（児童センター）	シニア世代（おおむね 55 歳以上）の人々のボランティア活動への意欲を引き出し、地域デビューを支援し、地域の子育て力の向上を図ります。豊富な知識、文化力、特技などを次世代に引継ぐとともに、児童センターにおいて子育て世代との交流を図っています。	○	○				子ども育成課
16	地域ボランティア育成講座（児童センター）	親子のひろば等を経験した児童の保護者および児童センターを利用している児童の保護者を対象に、子育て支援に協力していただくことを目的として開催しています。	○					子ども育成課
17	だっこボランティア養成講座（児童センター）	地域の大人を対象に保育知識、子育て意識を高めるため講演会や、実技講座を開催し、児童センターでの事業等で活躍するだっこボランティアを養成しています。	○			○	○	子ども育成課
18	品川子育てメッセの開催	現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区とNPO 法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催で、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。	○					子ども育成課
19	子育て自主グループ支援事業	乳幼児から思春期の子どもの保護者を対象にした学習会・子育て支援講座を開催する自主グループの活動を支援しています。講座等を企画・運営を希望する団体を「子育て自主グループ講習」事業委託団体として決定し、子育て中の保護者に広く周知し、学習の機会を提供します。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
20	地域や大学等との協働	協働に関わる立正大学、清泉女子大学の学生が、大学で学び理論、方法論、知識等を活かし、学習活動をより豊かなものとするため、学生の知見をすまいるスクールの事業運営に活かしています。また、学生が授業の一環としてすまいるスクールに従事し、単位の修得につながるものです。		○				子ども育成課
21	地域子育て支援活動団体助成事業	区内で乳幼児親子や子どもたちに居場所を提供するなどの子育て支援活動を行っている団体を対象とし、その活動に対して助成金を交付することで子育て支援の充実を図っています。	○	○	○			子ども育成課
22	子ども食堂ネットワーク支援	地域コミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂運営者間等の情報交換・共有ネットワーク構築のため、品川区社会福祉協議会内に「子ども食堂ネットワーク事務局」を設置し、子ども食堂フォーラムや子ども食堂ネットワーク会議の開催、子ども食堂マップの作成等について支援しています。	○	○	○			子育て応援課
23	子ども食堂支援 ★P18 参照 (重点課題3)	子ども食堂運営者等が行う、地域の子どもたちへの食事や食材、交流の場の提供に対して補助金を交付することで、安定的な実施環境を整備し、地域に根ざした活動を支援しています。	○	○	○			子育て応援課
24	地域交流室ポップンルーム	主に在宅で子育て中の方を対象に、荏原保健センターや保育園、ゆうゆうプラザの中に設置した地域交流室（ポップンルーム）を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供します。	○					保育支援課
25	空き店舗を活用した子育て交流ルーム	すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を活用した保育ルームの運営を支援しています。	○					保育支援課
26	一時保育	保護者が出産や疾病などのために子どもを保育できないときに、公立保育園で一時的にお預かりしています。	○					保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
27	預かり保育	区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育（幼稚園教育時間を除く）を行っています。	○					保育課
28	休日保育	区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
29	年末保育	区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
30	病児保育	保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関等に付設された保育室で一時的にお預かりします。	○					保育課
31	病後児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりします。	○					保育課
32	高齢者多世代交流施設における子育て支援事業	区内在住60歳以上の高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、地域交流スペース等を開放し、交流イベントを実施しています。	○	○	○	○	○	高齢者地域支援課
33	子ども読書活動（乳幼児啓発事業） 「はじめてのえほん よんでよんで」	乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に、各保健センター、子ども育成課（児童センター）と連携して、品川区の4カ月児健康診査の対象者である乳児およびその保護者に、引換券を配布し、品川区立図書館（11館）と大崎駅西口図書取次施設で区職員が選定した絵本等を入れた絵本パックと引き換えを行っています。また、乳児とその保護者に向け、赤ちゃんと一緒に絵本を開く時間を持つことの大切さを伝える講座を開催しています。	○					品川図書館
34	読み聞かせボランティアの活動支援	主に18歳以上の方を対象に、図書館で活動している児童サービスボランティアの技術向上を目標に実施するほか、新しく図書館で活動される方を募る講座や地域で活動しているボランティアの技術向上を目標に実施しています。				○	○	品川図書館

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
35	しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業	毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、おすすめの図書リストの作成と配布を行っています。また、子ども読書活動推進に関する法律により定められた「子ども読書の日（4月23日）」と秋の読書週間にちなみ、子どもたちに対し、読書の推進を図るために春季と秋季にブックフェア、館内行事、イベントを開催しています。	○	○				品川図書館
36	ティーンズ世代向け事業 ☆P15 参照 （重点課題1）	主に10代の自主的な読書活動の充実を図っています。ビブリオバトルやPOPコンテスト等のイベントの開催や、中学生～大学生世代のボランティアを募集し、当該世代の事業への参画による事業の活性化を進めています。			○	○	○	品川図書館

（４） 地域における子ども・若者の安全対策を推進する

○子ども・若者が犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進します。

○学校ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となって子ども・若者の安全を見守る活動を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
1	児童見守りシステム（まもるっち）	子どもたちの安全の確保を図る目的で、全区立小学生および私立・国立小学校通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS 機能つき緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。		○				地域活動課
2	こども 110 ばんの家	町会、青少年対策地区委員、PTA などの協力を得て、子どもたちが身の危険や不安を感じたときに保護を求める場所を確保しています。	○	○	○			地域活動課
3	わんわんパトロール	区内で動物病院等を経営する事業者または区を窓口として、わんわんパトロール事業への協力者登録を行った飼い主等が、犬の散歩を行うに当たり、区内で安全や安心を脅かす状況を認知した場合において、110 番通報等必要な措置を進んで行ってもらいます。	○	○	○	○	○	地域活動課
4	わんぱくパトロール	児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し自らの防犯意識の向上につなげています。		○				地域活動課
5	自転車安全教室・スタントマンを活用した自転車安全教室	保育園・幼稚園児や小学生を対象に自転車の安全利用に関する交通安全教育を行っています。また、小学4年生以上を対象として、スタントマンによる交通事故の再現や事故原因等の説明を行い、自転車の交通事故防止を中心とした交通安全教育を行っています。	○	○	○			土木管理課
6	83 運動	小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83 運動」をPTA と推進委員会が主体となり進めています。また、地域住民に運動の協力依頼、啓発・周知徹底を図っています。		○				庶務課

（５） 地域の社会環境の健全化を推進する

○地域や関係機関と連携し、子ども・若者を取り巻く環境の健全化を促進します。

○子ども・若者が性犯罪や児童ポルノの被害にあわぬ対策を講じるなど、体制を整備します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
1	品川区青少年対策地区委員会連合会が実施する地域環境実態調査に対する支援	青少年を取り巻く環境の悪化を防ぐため、品川区青少年対策地区委員会連合会が、各地区委員会協力のもと、不健全図書等の自販機、レンタルビデオショップ、青少年に有害な図書類の分陳列他、有害看板等、青少年に不適切なものの調査実施に対し、支援を行っています。		○	○	○		地域活動課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
2	有害環境浄化活動	インターネット上の違法・有害情報等の少年を取り巻く有害環境の実態把握を行い、関係機関等と連携を図り、少年を取り巻く環境の整備を推進しています。対象は、20歳未満の子どもです。		○	○	○		警視庁 大森少年センター

（6） 情報通信等の社会変化に対応する

○インターネットを適切に活用する能力の習得や情報モラルの向上、フィルタリングの普及啓発などインターネットの適正な利用を推進します。

○広報紙やアプリ等を活用し、区の情報が区民にわかりやすく伝わるような取り組みを推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	携帯電話のマナー啓発「しながわアクション」	成長期にある小中学生に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせ、家庭、学校、地域等で子どもを見守ります。		○	○			庶務課
2	アプリ等を活用した情報発信	主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	○					子ども育成課

第5章

計画の推進に向けて

1. 施策推進の視点

第4章に整理した、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野における施策は、以下の3つの視点に基づき、効果的に実施していきます。

視点1 どんな状況にあってもすべての子ども・若者が前向きに生きていける環境を整備する

- 子ども・若者の育ちにとって、様々な人と出会い、交流し、楽しむことのできる場が必要です。
- 人間らしく生きていくためには、遊びや文化・芸術にふれることが大切です。
- 一方、子ども・若者がつまづいたとき、休み、立ち止まって考えたり、エネルギーを蓄えたりする時間や場・仲間をもつことも重要です。
- 子ども・若者が、家庭から学校、地域へと舞台を広げ、成長（成熟）していく過程においては、子ども・若者に寄り添いながらライフステージを見通した切れ目のない適切な支援が重要です。

視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する

- 子ども・若者の豊かなこころを育むためには、環境を整えることが大切です。
- 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携していけるよう、包括的な支援が必要です。

視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

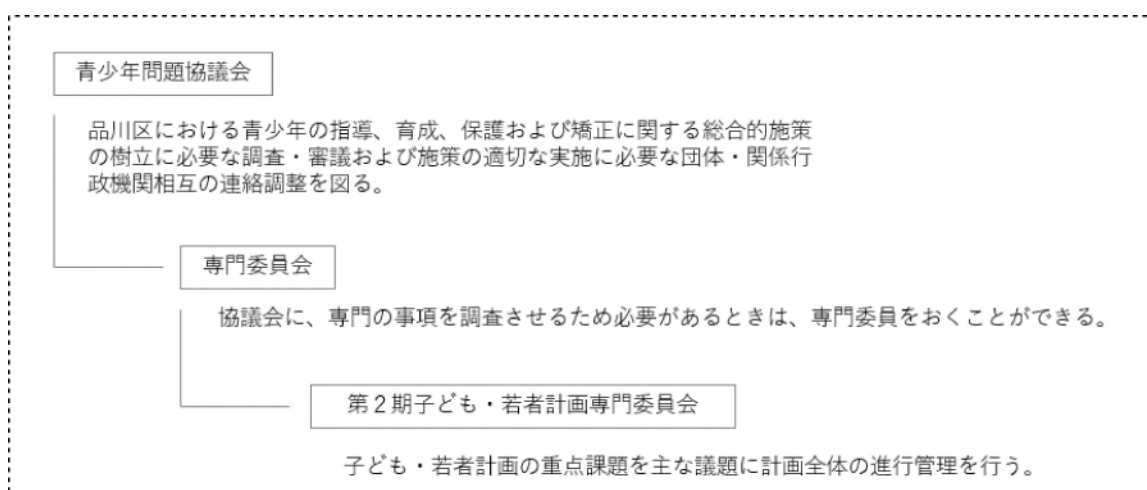
- すべての人々が互いを認めあい、大切に思う関係づくりが必要です。
- 子ども・若者の育成においては、「支援する側」、「支援される側」といった一方的な関係性で成り立つものではなく、子ども・若者の意見を聴き、ともに生き支えあうパートナーであるとの認識の下、自分らしく成長できる地域コミュニティを形成し、多様性を受け入れることができる社会を実現します。

2. 計画の推進方策

関係部署や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野における施策を着実に推進していくため、品川区青少年問題協議会における進行管理、広報啓発や情報提供、研修・人材育成に取り組みます。

(1) 品川区青少年問題協議会における進行管理

○本計画の進行管理は、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、特に第3章に掲げた3つの重点課題に係る取り組みについて定期的に実施状況を把握・点検し、各事業の進捗状況に応じた改善等を行うことにより、それぞれの施策を着実に推進していきます。



(2) 広報啓発・情報提供等

○本計画は、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめました。第4章に整理した、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたる分野での多種多様な支援策は、支援側が着実に準備・提供するだけでなく、支援が着実に届くよう、それら支援策を必要とする子ども・若者や保護者等が支援策を認知し、利用できることが必要です。

○子ども・若者や保護者等が抱えている課題に応じた、適切な支援が届くよう、気軽に相談できる拠点だけではなく、多種多様な支援策を周知するため、多様な媒体・手段を活用した、支援策に係る一元的な情報発信・広報に取り組みます。

(3) 研修・人材育成

- また、本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を活かした支援が求められているだけでなく、複数分野にまたがる、さまざまな複合的な課題への総合的な支援が求められていることから、それぞれの支援を担う人材の確保・育成も必要となっています。
- 地域社会の各構成員が、地域の子ども・若者の成長を切れ目なく的確に支援できるよう、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じ、子ども・若者の育成における現状や課題の共有、支援人材の養成や資質の向上に努めます。

(4) 関係機関との連携体制

- 子ども・若者の育成支援は、長い歴史と伝統を持つ町会・自治会や、NPO 法人等の様々な活力ある地域資源だけではなく、地域社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たし、相互に協力しながら一体的に取り組む必要があります。
- 子ども・若者の育成の課題を関係部局や関係機関等で共有し、課題解決に向けて連携するよう体制整備を行います。